

全国健康保険協会千葉支部評議会の
評議員（被保険者代表）公募要領

1. 趣旨

全国健康保険協会千葉支部評議会の評議員（被保険者代表）の公募について定めるものとする。

2. 公募人数

全国健康保険協会の評議会において、加入者の意見を適切に反映できる者を1名公募する。

3. 公募期間

令和8年10月9日（金）17時受付分まで

4. 応募の条件

次の条件の全てを満たす者であること。

- ①全国健康保険協会千葉支部の適用事業所の被保険者であって、被保険者の期間を5年以上有する者
- ②健康保険事業に関して十分な知識を有していること
- ③健康保険事業の推進について理解と情熱を有する者であること
- ④加入者の意見を広く反映できる者
- ⑤事業主の同意を得られる者（選考された場合には、事業主の同意書が必要）

5. 任期

評議員の任期は2年度する。

令和8年11月1日からの任期とする。

6. 選考方法

- ①全国健康保険協会千葉支部において、上記の応募条件を満たし、かつ社会的信望があり、事業運営に対して加入者の立場から公平かつ公正な意見が期待され、加入者の意見を適切に反映できる者と認められる者を選考する。
- ②書類審査に通過した者に対して、面接を行い選考する。
- ③選考結果は書面により通知する。

7. 応募方法

「応募申込書」に必要事項を記入のうえ、上記の公募期間内にご郵送ください。

【問い合わせ先】

全国健康保険協会千葉支部
企画総務グループ 根田・上田井
電話：043-332-2811